

§9 自由意志の問題 (その3)

- 1、意志決定が自由であるとはどういうことか？
- 2 フランクファートの自由意志論
 - (1) 「選択可能性」がなくても、道徳的責任はありうる。
 - (2) 「二階の意欲」と「意志の自由」

--- 前回ここまで

(3) フランクファートの道徳的責任論と心の哲学

心の哲学の還元的物理主義をとり、次のように考えてみよう。

- ・心的現象は、脳の物理現象にスーパーヴィーンしている。
- ・心的現象と脳の物理現象は、タイプ同一性をもつ。
- ・脳の物的現象は、自然法則に従って変化する。
- ・心的現象は、自然法則に従って変化する。

以上を前提することは、フランクファートの以下の道徳的責任論、自由意志論を想定することと両立する。

- ・心が、選択可能性を持たないとしても、ほとんどの場合、心はそのことを知らない。
- ・それゆえに、心は、選択不可能性だけを理由にして、何かを選択することは不可能である。
- ・それゆえに、心は、その選択に関して、道徳的責任を持つ。
- ・心が、二階の意欲をもち、それを実現する（意志が自由である）にせよ、それを実現しないで別の一階の欲求を実現するにせよ（意志が自由でない）にせよ、心は、道徳的責任を持つ。

3、ストローソンの両立論

(参考文献、ストローソン「自由と怒り」法野谷俊哉訳、『自由と行為の哲学』門脇俊介、野矢茂樹編、春秋社)

■二つの態度

ストローソンは、人間の他の人間に対する態度を次の二つに分ける。

- ①「客体への態度」：これは、他者を社会的な処置の対象としてみることに、他人に対する治療、処置、処理、管理、監督、強制、訓練などの態度である。この態度をとるものは、「相手と格闘することとはあっても、口論することはない。」相手を「説き伏せることはあるかもしれないが、理詰めで彼を納得させることはありえない」(口論したり、理詰めで納得させることは、次の態度である) 46f)

②「当事者の態度」：「**人間的な関係に関わったりその当事者となるときにとる（一群の）態度**」である。「客体への態度によって伴われることのない一群の反応的感情・態度」としては、怒り、感謝、許し、立腹、あるタイプの愛、がある。

■決定論と当事者の態度の両立論

●**第一ステップ**：決定論が想像可能だとしても、客体への態度をとり、当事者の態度を捨てることは不可能である。

「どの人に対しても常に客体への態度だけを向けて接する」ことは論理的には想像可能である。しかし、「現実の私たちにとって実際問題としては[それは]想像不可能なのだ」⁵¹

「私たちは、個人間の通常の関係の当事者となり、その関係の中におかれている。そのことに人間らしい仕方で深く関わることは、私たちのすみずみにまで行き渡り、深い部分に根をおろしている。それゆえ、ある種の想定は真剣な考慮の対象とはならない。つまり、ある一般的な命題〔決定論〕の正しさを理屈の上で確信することによって私たちの世界が変容し、その結果、個人間に生じる関係ということで私たちがふつう理解しているものが、すべての世界から消え去ってしまう——こうしたことが生じるかもしれないという想定には、本気で向かいあうことはできないと私は考える。」

51f

●**第二ステップ**：客体への態度をとることはあるが、しかし決定論が成り立つからではない。

「私たちは特定の場面で実際確かに客体への態度を取る。それは「この場合には決定論が成り立つのだ」という確信に到達したからそうするのではない。場面により理由は異なるのだが、個人間の通常の状態を相手に向けることをやめたから、そうするのである。」⁵⁴

■決定論と道徳の両立論

●道徳的態度

・「これまでの扱ってきた反応的態度に関して言うと、他人の振る舞いの上にあられた、自分に向けた思いのあり方——例えば、善意、悪意、無関心、配慮の欠如——に対する反応という点にその本質がある。」⁽⁵⁶⁾

・「これから論じなければならない反応的態度[道徳的態度]は、すでに論じられた反応的態度に対する——「共感に基づいた」「他人の立場を考慮した」「個人的な関わりを欠く」「第三者的な」「一般的な観点からの」——対応物であると記述することもできる。」「この態度は、他人が別の他人に向けた思いに対する反応」である。

・「個人的な反応的態度は、自分のために他人に課す要求と結びつき、他人の立場を考慮した反応的態度[道徳的態度]は他人のために別の他人に課す要求と結びつく。」

この現象としては、三つある。

(1)義務の感覚：「しなければならない」「すべき義務があると感じること」

(2)責任の感覚：「良心の痛みを感じる」「罪悪感や不快後悔を（あるいは少なくとも責任を）感じる」

(3)「恥」というより複雑な現象

「これら3つのタイプの態度すべてに共通する基盤が、私たちがもつ人間本性の中にあり、そして、私たちが人間的な共同体に属しているという事実の中にもある」(60)

●ステップ1：決定論が正しいとしても、道徳的態度が無効になるのではない。

上記のように、決定論が正しいとしても、当事者の態度を捨てることはできないでしょう。当事者の態度を捨てられないときに、道徳的態度だけを捨てることはできない。なぜなら、「二つの態度は人間にあまねく見られる能力・性向として、運命を共にしているのである。」65

●ステップ2：道徳的態度[例えば、道徳的憤慨]を抑制することはあるが、そのとき決定論が理由になっているのではない。

「全ての行動がある意味で決定されているのはあり得ないことではないし、決定論が正しいと、行動はみなその意味で決定されているというのが事実になる。そして、その同じ意味で、あの行動も決定されていたのだ」という考えが[憤りの]抑制の理由になることは決してない。なぜ理由にならないのか、「自分が何をしているのか誰も分かっていない」「どの人の行動も自覚的な目的という観点からは理解不可能である」「誰もが妄想の世界で生きている」「誰も道徳的感覚をもたない」——こうしたことが、決定論を一般的に主張し、かつ、真である可能性を持つような、いかなる命題からも導かれないからである」64

・他人に対する憤りを抑制することがあるとすれば、それはつぎのような理由による。

「自分が何をしているのか誰も分かっていない」

「どの人の行動も自覚的な目的という観点からは理解不可能である」

「誰もが妄想の世界で生きている」

「誰も道徳的感覚をもたない」

しかし、これらの態度は、決定論と両立しうるが、しかし、決定論だけからこれらが帰結するのではない。逆に言うと、これらのことが成立しないことと、決定論は両立する。つまり、道徳的憤り（道徳的態度）と決定論は、両立する。

4 自由意志論と心の哲学の関係

自由意志に関する主な立場と、心の哲学に関する主な立場は、どのように関係しているのだろうか？

意志決定に関する立場	心の哲学に関する立場
------------	------------

<p>ハードな決定論</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意志決定は存在しない ・あるいは、自由でない意志決定が存在する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消去主義 ・還元的物理主義 (還元的物理主義は、心は存在するが、自由意志は存在しないと考える立場になるだろう。)
<p>自由尊重主義</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・観念論 (これは、自然は私達の表象であると考え) ・非還元的物理主義 (もしこれが心的因果を認めるならば、決定論が成り立たなくなり、自由尊重主義になるだろう。ただし、キムが批判するように、非還元的物理主義が心的因果を認めることは難しいだろう。)
<p>両立論 フランクファート ストローソン</p>	<p>二元論 (心と物の間の相互作用を考えないので、両立論になるだろう。)</p> <p>還元的物理主義 (フランクファートやストローソンの両立論は、還元的物理主義と両立するだろう。)</p>

非還元的物理主義は、もしそれが心的因果を認めないならば、自由な行為は成立しなくなり、決定論になるだろう。しかし、そのような非還元的物理主義を考えるものはいないだろうと思われる。なぜなら、非還元的物理主義を考える理由は、自由の余地を残すことにあるからである。

§ 9 言語行為論 (speech act theory) から社会構築主義 (social constructivism) へ

参考文献: Austin, *How to Do Things with Words*, (1960)

(オースティン『言語と行為』坂本百大訳、大修館、1978年)

J. Searle, *Speech Acts*, (1969)

(サール『言語行為』坂本百大、土屋俊訳、勁草書房、1986年)

J. Searle, *Expression and Meaning*, 1979

(サール『表現と意味』山田友幸監訳、誠信書房、2006年)

Searle, *The Construction of Social Reality*, 1995

Searle, *Making the Social World*, 2010,

1 オースティン (J. L. Austin, 1911-1960) の言語行為論

オースティンは、**事実確認型発話 (constative)** と **行為遂行型発話 (performative)** を区別した。前者は、世界を記述するものであり、後者は、発話によって行為を行うものである。行為遂行型発話は、さらに次の二つに分かれる。

(1) 原初的な遂行的発言 primary performative

「私はそこへ行くでしょう」 I shall be there.

(2) 顕在的な遂行的発言

「私はそこに行くと約束します」 I promise I shall be there.

彼は、言語行為の次の区別を導入した。

発話行為 (locutionary act) : 「十全かつ正常な意味で「なにごとかを言う」という行為」
訳 164

これはさらに次の二つに区別される。

用語行為 (語あるいは言語を使用すること)

意味行為 (名付 naming と名指し referring が付随する) 「名付や名指しをせずに、
意味行為を遂行することはできない。」 169

発語内行為 (illocutionary act) : 「何かを言うという行為の遂行ではなく、何かを言いつつ行っている別の行為の遂行である。」 172 意味行為を行いつつ行っているそれとは別の行為。

発語媒介行為(perlocutionary act) : 「何かを言うことは、多くの場合というよりは、むしろ通常の場合、聞き手、話し手、またはそれ以外の人物の感情、思考、行為に対して結果としての効果を生ずることがある。さらに、その効果を生ぜしめるという計画、意図、目的を伴って発言をおこなうということも可能である。」 175

2 サール(John Searle) の言語行為論

サールは次の4つの言語行為を区別する。

- (a) **発話行為(utterance act)**=語 (形態素、文) を発話すること
- (b) **命題行為(propositional act)**=指示と述定を遂行すること
- (c) **発語内行為**=陳述、質疑、命令、約束、などを遂行すること
- (d) **発語媒介行為**=発語内行為という概念に関係を持つものとして、発語内行為が聞き手の行動、思考、信念などに対して及ぼす帰結(consequence)または結果(effect)という概念が存在する。たとえば、

何事かを論ずることによって、何かを説得し、納得させる。

警告を与えることによって、恐がらせたり、警戒心を起こさせる。

依頼を行うことによって、何事かを行わせる。

情報を伝達することによって、納得させ、啓蒙し、教化し、励まし、自覚させる。

次に彼は、命題行為と発語内行為を表現するために次のような記号法を提案する。発語内行為の一般形式を $F(p)$ と表示する。変項 F は値として発語内的力表示方策をとり、変項 p は値として命題の表現をとる。たとえば、

主張は $\vdash(p)$

依頼は $!(p)$

約束は $P_r(P)$

警告は $W(P)$

イエスかノーか尋ねる質問は $?(P)$

と表示する。いわゆる w/h 疑問文の発話の場合には、完全な命題ではなく命題関数 (propositional function) を表さなくてはならないので、次のようになる。

? (x名の人とそのパーティには出席していた)

? (・・・ゆえに彼はそうした)

さらに、議論を主語と述語からなる単純な命題に限定して行うならば、その主語が単称確定指示表現である場合には、次のように指示と述定の区別を表現する。

$F(RP)$

R は指示表現を表し、 P は述定表現を表す。

発語内行為について、彼は『言語行為』では分類を行っていないが、論文「発語内行為の分類」(1975)で発語内行為を五つに分類している。

(1) 断定型(assertives) $\vdash\downarrow B(p)$

これは、事実について陳述するものであり、この分類の中で唯一、真偽を言うことのできる発話である。

(2) 行為指示型(directives) $!\uparrow W(H \text{ does } A)$

これは、聞き手にある行為を指示するものである。懇願、依頼、命令、要求、勧誘、許可、助言、など。

(3) 行為拘束型(commisives) $C\uparrow I(S \text{ does } A)$

これは、話し手がある行為を約束するものである。

(4) 表出型(expressives) $E\phi(p)(S/H + \text{property})$

これは、話し手の心理状態を表現するものである。お祝い、陳謝、お悔やみ、嘆き、歓迎、など。

(5) 宣言型(declarations) $D\updownarrow(p)$

首尾よく遂行されれば、命題内容と現実との一致をもたらすものである。洗礼すること、命名すること、任命すること、判決を下すこと、など。

1つめの記号（**↑**、**!**、**C**、**E**、**D**）は、発語内行為の種類を表す。2つめの記号は、適合の方向(direction of fit)を表す。つまり、言葉を世界に合わせる↓か、世界を言葉に合わせる↑か、の区別である。主張は↓、命令や約束は↑、↕は両方向、φは無方向、を表す。3つめの記号は、心理状態を表す。Bは信念(belief)、Iは意図(intention)、Wは欲求(want)を表す。Hは聞き手(hearer)、Sは話し手(speaker)を表す。（聞き手というのは、発話の受信者として意図されている人であって、単にその発話を聞いている人のことではない。）

サールの新しい分類法

その後、サールは論文「**遂行発話**はどのように働くのか」¹で、発話行為の新しい分類方法を提案する。彼はまず、「**遂行発話(a performative utterance)**」と「**遂行動詞(a performative verb)**」を次のように定義する。

「遂行型発話は、<発話がその文の中の遂行的表現によって名指されている行為の遂行を構成するように話されたときの>遂行文の発話である。」

「遂行動詞は、遂行文における主たる動詞として出現しうる動詞である。」

サールがここでいう「遂行発話」はオースティンが「**顕在的行為遂行型発話**」と呼んだものに対応する。この遂行発話（遂行動詞をもつ遂行文の発話）をサールは「**宣言型発話**」だと考える。したがって、次の5分類そのものは変化しないが、その内容が変化する。

主張型発話

行為指示型発話

行為拘束型発話

表現型発話

宣言型発話

例えば、「これは赤い」は主張型発話であり、「私はこれは赤いと**主張する**」は宣言型発話となる。「それをとってください」は行為指示型発話であり、「私はあなたにそれをとるように**依頼します**」は宣言型発話になる。その他の発話行為も同様である。ここでの発語内行為の分類は、次のように表記できるだろう。

遂行動詞を含まない発話の発語内行為の分類

↑ (P) 、 **!** (P) 、 **C** (P) 、 **E** (P) 、 **D** (p)

¹ John R. Searle, "How Performatives Work" in "Linguistics and Philosophy" 12:535-558(1989) 後に、*Essays in Speech Act Theory*, Ed. by Daniel Vanderveken and Susumu Kubo, John Benjamins Publishing Company, 2001, pp.85-107 に収録。

遂行動詞を含む遂行発話の宣言型発語内行為の分類

D (⊢P) 、 D (!P) 、 D (CP) 、 D (EP) 、 D (DP)

このような発語内行為の分類の中で、サールは、質問の発話を情報伝達の依頼という依頼の発話の一種とみなしているが、ここでは、そのような質問の理解が記述主義的誤謬であることを示し、質問型発話が特殊な発語内行為であることを指摘したい。

3 発語内的否定

サールは、発語内的否定(illocutionary negation)と命題的否定(propositional negation)を次のように区別している。(4)

¬F (p) (発語内的否定)

F (¬p) (命題的否定)

たとえば、

「私は、aはbである、と主張しない」

「私は、aはbではない、と主張する」

である。

では、¬Fはどのような発語内行為になるのだろうか。¬F (p)も、命題行為を行っているが、サールも言うように私たちは、命題行為を行って発語内行為を行わないことはできないのだから、¬Fもまた何らかの発語内行為を行っているはずである。そのことは、F (p)に命題的否定をおこなってF (¬p)と発話することが、命題行為一般の否定を意味するのではなく、一定の命題pの否定を意味しており、別の¬pという命題行為の遂行であることと同じである。¬Fという表現法は紛らわしいかもしれないが、¬Fはある発語内行為の否定を表示しているのであって、発語内行為一般の否定を意味しているのではない。

¬F (p)がどんな発語内行為を行っているのか、を検討する前にまず、五種類の発語内的否定を挙げておこう。

(1) 主張型発話の発語内的否定

(1)⊢ (p) 「私は、pを主張する」

これの否定には次の二つ考えられる。

(1n)⊢ (¬p) 「私は、¬pを主張する」

(1N)¬⊢ (p) 「私は、pを主張しない」

(1n)が命題的否定であり、(1N)が発語内的否定である。(1n)は(1)と同じ主張型発話であり、主張の内容が変化しただけである。(1N)は主張という発語内行為の否定、主張の否定の発話である。

(2) 行為指示型発話の発語内的否定

- (2) ! (p) 「私は君にそれをするように頼みます」
- (2n) ! (\neg p) 「私は君にそれをしないように頼みます」
- (2N) \neg ! (p) 「私は君にそれをするように頼みません」

(3) 行為拘束型発話の発語内的否定

- (3) C (p) 「私は行くことを約束する」
- (3n) C (\neg p) 「私は行かないことを約束する」
- (3N) \neg C (p) 「私は行くことを約束しない」

(4) 表出型発話の発語内的否定

- (4) E (p) 「卒業おめでとうございます」
- (4n) E (\neg p) 「卒業できなくておめでとう」
- (4N) \neg E (p) 「卒業おめでとうなんていわないよ」

これらはどちらも非常に特殊な表現である。しかし、発話としてありえないわけではない。(4n)は、おそらく冗談の発話に属することになるだろうが、しかしお祝いの発話内行為の振りをしている発話である。これに対して(4N)は、お祝いの発語内行為を遂行していない（もしこれが何らかの冗談型発話だとしても、この発話はお祝いの発語内行為の振りをしているのではない）。

(5) 宣言型発話の発語内的否定

- (5) D (p) 「私はあなたを解雇することを宣言する」
- (5n) D (\neg p) 「私はあなたを解雇しないことを宣言する」
- (5N) \neg D (p) 「私はあなたを解雇することを宣言しない」

(5n)は宣言であるが、(5N)は宣言していない。

以上の(1N)から(5N)の発話は、どのような発語内行為をしているのだろうか。これらは、上記の5つの発語内行為のどれにも属さないように思われる。

発語内的否定の発話は、元の発語内行為の拒否(Searle)というよりも、保留 (Sloman) であると思われる。たとえば、「私は p を主張しない」という発話は、p の主張を保留している。主張を保留するということは、主張を差し控えるということであった、主張を拒

否するということはことなる。主張するかしないか決めていないということである。そこで、主張型、行為規制型、行為拘束型、表出型、宣言型の各々に発話内の否定を施した発話を「態度保留型発話」と呼べるだろう。

興味深いことに、この発話は次のような特殊な性格を持っている。それは、この態度保留型にさらに発話内の否定を行うとどうなるか、ということである。命題的否定の場合には、二重否定は、通常の古典論理では、肯定になる。たとえば

(1)「私は、aはbである、と主張する」

(1nn)「私は、aはbでないことはない、と主張する」

この二つは同じ意味である。

しかし、発話内行為の二重否定は、肯定にはならない。

(1N)「私は、aはbである、と主張しない」

(1NN)「私は、aはbである、と主張しなくはない」

(1NN)は、発話内の二重否定である。(1NN)は、(1N)と同じく態度保留型のままである。

(1NN)は「場合によっては、私は、aはbである、と主張してもよい」という発話と同じ意味であり、主張という発話内行為の保留を表明している。

ここで、誤解を防ぐために、オースティンが発話内行為の一種として述べている「否定」について述べておこう。これは、サールの言う命題的否定でも発話内の否定でもない。オースティンは否定を主張と並ぶ発話内行為と考える。つまり、「否定する」は発話内行為を顕在化させる遂行動詞の一種である。

(1)「私は、aはbである、を主張する」

(6)「私は、aはbである、を否定する」

この(6)はつぎのどちらを意味するだろうか。

(1n)「私は、aはbでない、を主張する」

(1N)「私は、aはbである、を主張しない」

(6)は(1n)の意味であるように思われる。(1n)は「aはbでない」を主張する根拠や必要性を持っているということを含意しているが、(1N)は「aはbでない」を主張する十分な根拠や必要性を持たないことを含意しているからである。ところで(6)は、「aはbである」を否定する根拠や必要性を持っていることを含意している。それゆえに、(6)は(1n)と同じ意味である。

4 発語内的否定 (その2、別の理解)

#発語内的否定については、その存在をめぐって論争がある。

・「発語内行為は存在しない」という主張は、次のように説明する。

「私はPと主張しない」という発話は、「私はPと主張するつもりがないので、Pと主張することはない」と約束している。したがって、この発話は、約束の発語内行為を行っているのであって、主張という発語内的否定を行っているのではない。(この日本語の発話は、話し手がPと主張しない、という事実の記述(主張)ではない。もしそうならば、「私はPと主張していない」というべきである。“I don't assert P”という英語は、記述に使用できるのだろうか?)

ただし、発語内行為について言及することは可能であり、発語内行為の否定に言及することも可能である。「私はPと主張しません」というのは、「私は、Pと発音しません」という発話が、発音行為に言及しているのと同様に、主張という発語内行為に言及している。しかし、その発語内行為は、「私はPと主張しません」という発話の発語内行為ではない。ここでは、発語内行為の否定が遂行されているのではなくて、述定されている。

5 質問発話の特殊性

サールが言うように、同じ命題の表現が、異なる発語内行為を行うために行われることがある。2

サールが挙げる同じ命題の例は次である。

- ① Sam smokes habitually.
「サムは習慣的に喫煙する」(主張)
- ② Does Sam smoke habitually?
「サムは習慣的に喫煙するのか」(質問)
- ③ Sam, smoke habitually!
「サムよ、習慣的に喫煙せよ」(命令)
- ④ Would that Sam smoked habitually.
「サムが習慣的に喫煙してくれたらなあ」(願望)

この4つの文の発話は、 $\vdash(p)$ 、 $?(p)$ 、 $!(p)$ 、 $E(p)$ と表示される。②の質問に対する答えは、

$\vdash(p)$ あるいは $\vdash(\sim p)$

になるだろう。(サールは、命題的否定と区別して、発語内的否定を考えていたので、返答の候補としては、 $\sim\vdash(p)$ も考えられる。)

² Searle, *Speech Acts*, Cambridge UP. 1969, p. 22, サール『言語行為』勁草書房、p.39, 50。

しかし、先にみたように、質問に対する答は、主張型だけでなく、行為指示型や行為拘束型やその他の場合もある。例えば、「私サム、に習慣的に喫煙することを命じますか」とサムに問われて、「サムよ、習慣的に喫煙しなさい」とか「サムよ、習慣的な喫煙をやめなさい」と答えるとき、この問答は、この問答は次のようになるだろう。

? (p)

! (p) あるいは ! (~p)

と表示されることになるだろう。

また、例えば「サム、あなたは習慣的に喫煙しますか?」、「私、サムは、習慣的に喫煙します」(約束)あるいは、「私、サムは、習慣的には喫煙しません」(約束)と答えるとき、この問答は、この問答は次のようになるだろう。

? (p)

C (p) あるいは C (~p)

また、例えば「サムが習慣的に喫煙してくれたらと思いますか?」、「サムが、習慣的に喫煙してくれたらなあ」(表現)あるいは、「サムが、習慣的には喫煙しなければなあ」(表現)と答えるとき、この問答は、この問答は次のようになるだろう。

? (p)

E (p) あるいは E (~p)

また、例えば「サムは習慣的に喫煙しますか?」(判定を求める質問)、「サムは習慣的に喫煙します」(判定)あるいは、「サムは習慣的には喫煙しません」(判定)と答えるとき、この問答は、この問答は次のようになるだろう。

? (p)

D (p) あるいは D (~p)

これらの5つの質問において、指示と述定は同一である。したがってサールの表記法によるならば、すべて? (p)となる。しかし、この表記では不十分である。なぜなら、それらの答えは次のように五種類ある。

┆ (p) 、 **!** (P) 、 **C** (P) 、 **E** (P) 、 **D** (P)

答えがこの中のどの発語内行為を行うかは、質問においてすでに指示されているはずである。したがって、質問を次のように表示する必要があるだろう。

? **┆** (p) 、 ? **!** (p) 、 ? **C** (p) 、 ? **E** (p) 、 ? **D** (p)

一般的にいえば、質問の発話は、もしそれがF (p)を答とするのならば、? F (p)と表示するのがよいのだろう。このように質問発話はユニークなものであり、他の5つの発語内行為とは異質なものである。

したがって、質問発話は、サールの挙げた5つのタイプとは異なる第6のタイプに分類すべきであろう。

=====

ミニレポート課題

1、サールの5つの発語内行為の例をあげてください。

その場合、遂行動詞を用いないものと遂行動詞を用いた遂行文の例を一つずつあげてください。

2.

3.

4

=====

6 サールの社会構築主義

(日本語での「社会構築主義」と「社会構成主義」の違いは、判然としない。英語での Social Constructivism と Social Constitutionism の違いも、判然としない。人によって、学派によって、使用が異なるということはあるが、原理的な区別ではないように思われるので、この授業では、区別しない。)

John Searle は、次の二冊で、Social Constructivism 社会構築主義(社会構成主義)を論じているが、サール自身は、おそらく Social Constructivism や Social Constitutionism という表現を用いていない。しかし私達は、これを「社会構築主義」と呼ぶことができるだろう。

Searle, The Construction of Social Reality, 1995

Searle, Making the Social World, 2010,

構成的規則 (constitutive rule) と統制的規則 (regulative rule)

サールは Speech Act, 1969, (サール『言語行為』坂本百大、土屋俊訳、勁草書房、1986) において、二種類の規則を区別する。

「**統制的規則**は、エチケットに関する規則がその規則とは独立に成立している個人間の関係を統制するという例に見られるように、既存の行動形態をそれに先行して、またそれとは独立にそれを統制する。これに対して**構成的規則**は、単に統制するだけではなく、新たな行動形態を創造(create)したり、定義したりするものである。例えば、フットボールやチェスの規則は、フットボールやチェスの競技を統制するのみではなく、いわば、そのようなゲームを行う可能性そのものを**創造する。**」(訳書、58)

「**統制的規則**が既存の活動、すなわち、その規則と論理的に独立に成立している活動を統制するにすぎないのに対して、**構成的規則**は、成立の如何そのものがその規則に論理的に依存する活動を構成(し、また統制)するのである。」(訳書、58)

「**統制的規則**は命令文の形をとるか、あるいは命令文として言い換えられることを特徴としている。たとえば、「食べ物を切るときは、右手にナイフを持って」あるいは、「士官はディナーの席でネクタイを着用しなければならない」などである。これに対して**構成的規則**はこれと全く異なる形式で表現されることがある。たとえば「**チェックメイトがなされ**

るのは、キングがいかに動こうとも攻撃を免れ得ないような仕方で攻撃されたときである」あるいは「タッチダウンが得点となるのは、競技者の一名が敵陣中においてボールを保持している場合である」などである。」（訳書、59）

「チェックメイトの規則やタッチダウンの規則とかは、チェスにおけるチェックメイトあるいはアメリカンフットボールにおけるタッチダウンを「定義する」ものでなければならない。」（訳書、59）

「統制的規則は、「**X**をせよ」または「**Y**ならば**X**せよ」という形式をしているか、あるいは少なくともそのような形式に言い換えても支障がないということの特徴としている。一方、構成的規則の場合には、一部にこの形式を持つものもあるが、それ以外に「**X**を**Y**とみなす」または、「脈絡 Cにおいては**X**を**Y**とみなす」という形式を持つことがある。」（訳書、60）

「規則が完全に統制的なものである場合に、その規則に従っている行動はその規則が存在するか否かにかかわらず同一の記述、あるいは特定化（すなわち、「彼は何を行ったか」という質問に対して同一の解答）を与えられる。ただし、その際、その記述の内部にもその特定化の内部にもその規則に対する明示的な言及はないものとしておこう。それに対して、その規則が構成的である場合には、その規則に従っている行動は、その一つまたは複数の規則なしには与えられないような記述あるいは特定化を与えられるということになる。」（訳書、61）

✓「すべての統制的規則は、「**C**という脈絡において**X**を**Y**とみなす」という形式に変えることができる。例えば、「ディナーの席においてネクタイを着用しないことは、士官にとって好ましからざる行動であるとみなす」というように。「しかし、この変形された形式においては、「とみなす」の直前に来る名詞句が評価のための用語として使用されていて、行為の特定化のための用語としては使用されていない。けっきょく、規則がこの形式において自然な形で述べられ、かつ、**Y**の位置にくることばが行為の特定化のためのものであるとき、その規則は構成的なものとなるのである。」（訳書、63）

=====

ミニレポート課題

1、サールの5つの発語内行為の例をあげてください。

その場合、遂行動詞を用いないものと遂行動詞を用いた遂行文の例を一つずつあげてください。

2、統制的規則と構成的規則の例を挙げてください。

それについての上記✓の区別を確認してください。

3、

4

=====

地位機能 (Status Functions)

人や対象が、集団によって承認されたある地位によってある機能を遂行できるとき、それを「地位機能」 (Status Function) と呼ぶ

「例は、いたるところにたくさんある。私有財産、合衆国大統領、20ドル札、大学教授、これらは、それらが集団に承認されたある地位を持つという事実のために、ある機能を遂行できる人ないし対象である。その地位は、それらはその機能を遂行することを可能にするのであり、その地位の集団的承認なしにはそれらはその機能を遂行できない。」 (Searle, Making the Social World, 2010, p.7)

地位機能は、宣言によって成立する

地位機能は、構成規則によって成立し、その構成規則は、

「Xは文脈CにおいてYとみなされる」 (X counts as Y in C)

という形式を取る。これは、宣言発話によって成立する。サールは、この宣言を「SF宣言 (地位機能宣言、Status Function Declaration)」 (Ibid. 13) と呼ぶ。Cは文脈であり、Yは地位機能である。例えば、「X (この紙) は、文脈C (USA) において、Y (20ドル札) とみなされる」という宣言によって、20ドル札が社会的に構成される。

地位機能は、それを成立させる宣言発話が行われるときだけでなく、そのあとも存続する必要があるため、構成規則は宣言によって成立するが、その後は、**持続する宣言 (standing Declaration)** (Ibid. 13) として存在する。

=====

ミニレポート課題

1、サールの5つの発語内行為の例をあげてください。

その場合、遂行動詞を用いないものと遂行動詞を用いた遂行文の例を一つずつあげてください。

2. 統制的規則と構成的規則の例を挙げてください。

それについての上記✓の区別を確認してください。

3. 地位機能宣言の例を挙げてください。

4、今日の講義内容に関連して、みなさんがこれまで立てたことのない新しい哲学的な問いを立ててください。

=====

社会制度は、社会的組織と社会的規則からなる。

国家や会社などの社会的組織は、構成的規則によって構成される。

法律や道徳などの社会的規則は、統制的規則である。

この構成的規則も統制的規則も、どちらも地位機能宣言によって成立するという、つまり「X counts as Y in C」という構成的規則によって成立するということになるだろう。

(次の§10と§11を来週までに読んでおいてください。
みなさんが読んでいることを前提に、その続きを来週講義します。)

§10 グライスの「非自然的意味論」と「協調原理」

P. Grice, *Studies in the Way of Words*, 1989.

(グライス著『論理と会話』清塚邦彦訳、勁草書房、1998)

入江幸男「メタコミュニケーションのパラドクス II」『大阪樟蔭女子大学論集』
第31号、pp.143-160、1994。

1、自然的意味と非自然的意味

グライスは、有名な論文「意味」(1948)において、「自然的意味」と「非自然的意味」を区別する。

自然的意味の例：「それらの斑点は、風疹を意味している」「最近の予算案は、我々が厳しい年を迎えること、を意味している。」

非自然的意味の例：「バスのベルが3度鳴るのは、バスが満員であることを意味している」

前者は、因果関係にもとづいた意味であり、人間が二つの出来事間の因果関係を理解しており、出来事 E1 が原因で、出来事 E2 が結果であるとき、「E1 が E2 を意味する」とか、「E2 が E1 を意味する」という場合である。

「E1 が E2 を意味する」：「最近の予算案は、我々が厳しい年を迎えること、を意味している。」

「E2 が E1 を意味する」：「斑点が風疹を意味する」

これに対して、後者の意味は、因果関係に基づいていない。これは慣習ないし規約に基づく意味である。言語の意味は、この非自然的な意味である。

2 「非自然的意味」が成立するための必要十分条件

< S (speaker) が、行為 x によって、何かを非自然的に意味する > ための条件は、次の3つである。

条件1、S が、行為 x によって、A (addressee) にある反応 r を生じさせようと意図 1 している。

条件2、S は、A が S の意図 1 を認知することを意図 2 する。

条件3、Sは、Aによる意図1の認知にもとづいて、Aにある反応rが生じることを意図3する。

第1条件だけでは不十分であることを示すために、グライスは次の例を挙げている。私が、B氏が殺人者であるという信念を刑事に生じさせるために、B氏のハンカチを殺人現場の近くに残す場合に、我々は、私が、そのハンカチを残すことによって、B氏が殺人者であることを意味した、とは言わないだろう、とグライスは言う。

そこで、グライスは第2の条件を加えるが、第1と第2の条件だけでも不十分であることを示すために、グライスは次の例を挙げる。ヘロデは、洗礼者ヨハネの頭をお盆に載せてサロメにプレゼントした。この場合、ヘロデは、ヨハネが死んだことをサロメに信じさせようと意図しており、かつ、そのように意図していることをサロメに認知させようと、意図している。しかし、この場合、ヘロデが、洗礼者ヨハネの頭をお盆に載せてサロメにプレゼントすることによって、ヨハネが死んだことを意味していた、とはグライスは考えない。そこで、グライスは第三の条件を付け加えた。

彼は、非自然的意味の必要十分条件について、簡潔に次のように述べている。

「“A氏が、xによって何かを非自然的に意味した”ということは、”A氏が、ある信念を生じさせるという意図の認知を介して、その信念を生じさせるという意図をもって、xを発話した”ということとおおよそ等値である。」(Paul Grice, “Meaning” (1948), in *Studies in the Way of Words*, 1989, Harvard U.P., p.217, p.219)

その後、この必要十分条件はまだ十分ではないことが、ストローソンやシフファーによって指摘された。(これに関心のある人は、上記の拙論を参照してください。)

3、グライスの意図による意味の説明と発語媒介行為

グライスのこの説明での、「受け手にある反応rを生じさせる」ということは、命題行為でも、発語内行為でもなく、発語媒介行為の説明になっている。

(i) オースティンによる発語媒介行為の定義

「話し手は、目下の分類法における発話行為、もしくは発語内行為の遂行に対して、(C・a) 間接的に(obliquely)のみ関連する、あるいは(C・b) 全然関連を持たないような、ある行為を遂行したのだということができよう。この種の行為の遂行を発語媒介的行為(perlocutionary act)または発語媒介行為(perlocution)の遂行と呼ぶ。」(オースティン『言語と行為』坂本百大訳、大修館書店、p. 175)

たとえば、彼は私に「彼女を撃て」と命令することによって、
「彼は私に対して彼女を撃つことを説得した」(C・a)

「彼は私に彼女を撃たせた」 (C・b)

彼は私に「君はそれをする事ができない」と抗議することによって、

「彼は私を制止した」 (C・a)

「彼は私を阻止した。彼は私を正気に戻した等々。彼は私を悩ませた」 (C・b)

このようなオースティンによる定義の問題点は、語ることによって (by saying) 行う発語媒介行為の範囲がどこまで及ぶのか不明確であることである。

(ii) サールによる発語媒介行為の定義

「発語内行為という概念に関係を持つものとして、発語内行為が聞き手の行動、思考、信念などに対して及ぼす帰結または、結果という概念が存在する。例えば、私は、何ごとかを論ずることによって、何かを説得し、納得させることができる。また、警告を与えることによって、怖がらせたり、警戒心を起こさせることができる。さらに、依頼を行うことによって、何ごとかを行わせることが可能であり、また情報を伝達することによって納得させ、啓蒙し、教化し、励まし、自覚させることができる。以上で傍点[下線]を付した表現が発語媒介行為を表している。」 (サール『言語行為』邦訳 43)

彼によると、発語媒介行為とは、<話し手「私」が、「発語内行為」によって、「聞き手の行動、思考、信念など」に対してある結果を引き起こす行為>である。サールの定義が、オースティンの定義と異なる点は、発語媒介行為は、語ることによってではなくて、発語内行為によって行わせる行為となっていることである。したがって、それは発語媒介行為の範囲をオースティンの定義よりも狭くしすぎるという問題点を含む。(これについては、来週述べる。)

(iii) グライスの意図論

オースティンによると、発語内行為は慣習 (規約) によって成立するが、発語媒介行為は慣習 (規約) によって成立するのではない。グライスは、その発語媒介行為の成立を意図によって説明する。例えば、私が「ドアを閉めなさい」といい、それに続いて、相手がドアを閉めたとしよう。ただし、彼女は、仮にそう言われていなかったとしても習慣的にドアを閉めたのだとしよう。このとき、私は彼女を「説得した」と言えないのではないだろうか？ 発語媒介行為は、聞き手が、話し手が意図していた行為を行ったとしても、聞き手が、話し手がそのように意図していたことを理由として行為するのでなければ、発語媒介行為を行ったことにはならないだろう。

(問題：グライスの発語媒介行為は、話し手の意図の認知を理由に、聞き手がそれに答えて、反応することである。しかし、科学者がある理論を主張することによって、相手を説得しようとしているとき、彼が求めている説得は、聞き手が、科学者が提示する根拠を理由に信じることであって、話し手が信じることをもめているという理由で、信じることで

はない。これをどう考えますか？これはグライスの非自然的な意味の説明への批判になるのでしょうか？)

4 グライスの協調の原理

参照：グライス『論理と会話』清塚邦彦訳、勁草書房、「第2章 論理と会話」より

グライスによれば、日常会話において私たちは次の一般原理を採用しているという。

「会話の中で発言をするときには、それがどの段階で行われるものであるかを踏まえ、また自分の携わっている言葉のやり取りにおいて受け入れられている目的あるいは方向性を踏まえたうえで、当を得た発言を行うようにすべきである」 37

この一般原理を、グライスは「協調の原理」(Cooperative Principle) (訳、p. 37) と名付ける。この協調の原理に従うためには、より特定の「格率」や「下位格率」に従わなければならないと考え、それを量、質、関係、様相、という4つのカテゴリーに分類する。

量の格率1：(ことばのやり取りの当面の目的のための) 要求に見合うだけの情報を与えるような発言を行いなさい。

2：要求されている以上の情報を与えるような発言を行ってはならない。

質の格率1：偽だと思ふことをいってはならない。

2：十分な根拠のないことを言ってはならない

関係の格率：関連性のあることをいいなさい。

様態の格率：「わかりやすい言い方をしなさい」という上位格率と、次のような多様な格率である。

1 曖昧な言い方をしてはならない。

2 多義的な言い方をしてはならない。

3 簡潔な言い方をしなさい。

4 整然とした言い方をしなさい。

「会話の含み」をグライスは次のように定義する。

「ある人がpということを行う(あるいは言うそぶりを示す)ことで(ときに、なかで)qということを含みとしたとすると、その人がqということを含むとしたと言えるのは次の[条件が満たされている]場合である。すなわち、

(1) その人は会話の格率を、あるいは少なくとも協調の原理を、遵守しているものと推定されること、

(2) その人の p という発言またはそのそぶり（あるいはそのどちらかが行われているということ）を（1）の推定と両立させるためには、その人が q ということに気付いている、あるいは q と考えている、と仮定する必要があること、そして

(3) 聞き手には（2）で触れた仮定の必要性を割り出す能力、または直観的に把握する能力がある、と話し手が考えていること（しかも、自分がそのように考えていることが聞き手にもわかるだろうと話し手が予想していること）

である。」訳 44

グライスのいうように、「協調の原理」が共有信念ないし相互予期になっている文脈では、「会話の含み」が可能になる。しかしさらに強く、このような文脈では、「会話の含み」の成立が不可避になる、ということも説明できるだろう。

「協調の原則」と「契約」の拘束性は、少し異なる。契約の場合には、それに反することが可能であり、いつそれに反したかも明確であるが、**協調の原則では、一見、それに反することをしても、そのことの意味を、協調の原則で理解されてしまう**。その意味で、協調の原則は、それに違反するということが曖昧になる。（この二つの関係については、同訳書 p.41 参照）

「会話/伝達にとって中心的な目的（たとえば、情報の授受だとか、影響を与え合ったりすることだとか）を配慮する人なら誰でも、適当な状況では、《言葉のやり取りは全体として協調の原理と格率を遵守する形で行われる》という仮定の下ではじめて有益となる種類のやり取りに参加することに関心を持つことが予想されるのでなければならない」（p. 43）

例えば、次の B の返答を私たちは、そのようにして理解する。

A：「C の仕事ぶりはどうですか」

B：「C はまだ監獄に入っていない」

B のこの返答は、一見すると A の質問に関連しておらず、その答えにはなっていないように見える。しかし、協調の原理にしたがって、A の質問となんからの関連を持っているはずだと考えるとき、C は、その仕事において、監獄に入ってもおかしくないような悪いことを行っている、という意味に理解できるのである。

このように、「協調の原理」は一見否定されているように思われても、それが守られていると想定することによって、発話にたいする正しい解釈が得られるように利用されている場合がある。

§ 10 コミュニケーションの不可避性と私的言語批判

1 協調原理による発語媒介行為とコミュニケーションの不可避性の説明

聞き手が、話し手の意図の認知に基づいて、行為するのは、なぜだろうか。

グライスは、相手の発話の理解を「協調原理」によって説明するが、聞き手が話し手の意図の認知に基づいて行為することは、「協調原理」では説明できない。なぜならグライスの言う協調原理は、話し手の発話の理解のための原則であり、たしかに話し手の意図の認知、つまり発話媒介行為の意図認知も、協調の原則で説明出来るかもしれないが、しかし、話し手の発話媒介行為の意図を認知した後、聞き手がそれに基づいて行為することは、発話の理解とは別のことだからである。

聞き手が、話し手のこの期待に応じて行為するのは、話し手に対する好意による場合もあるだろうし、話し手と敵対することを避けるためという場合もあるだろう。しかし、聞き手は、話し手のこの期待を理解しても、様々な理由で、それに反する行為をすることもあろう。

ただし、聞き手は、話し手のこの期待（発話媒介行為の意図）を知ったならば、何らかの決定をせざるをえなくなる。なぜなら、相手の期待を知っていることが相互知識になっているならば、何をしようとも、それはその期待に対する応答になるからである。話し手の聞き手に対する期待の相互知識は、聞き手の話し手に対する応答を不可避なものにする。

この場合の聞き手の反応がどのようなものであれ、元の話し手は彼女の意図を理解した上での反応であることを伝えようとしていると理解するだろう。このことは、「協調原理」で説明できる。「協調原理」が働いている文脈では、

①何も語らないことが、何かを語ったことになる。

②何かを語ることが、質問に返答することや、求められている指示を与えることになる。

さらに、この聞き手の反応に対して、元の話し手は、応答することを求められるだろう。なぜなら、元の話し手が、どのような反応をしよう、「協調原理」で解釈されてしまうからである。

このようなメカニズムによって、他者と向き合っているとき、欲していなくても、コミュニケーションが不可避に成立してしまう。

2、選択の不可避性について

他者から問われたならば、私たちは何らかの応答を迫られる、つまり応答の決定を迫られる。決定とは、二つ以上の選択肢の中から一つを選択することである。しかし、私たちは、一人でいるときにも、何らかの決定ないし選択をしなければならない。

食券販売機の前に立てば、どれを買うかを選択しなければならない。もちろん、何も買わないで立ち去るという選択肢、そこで迷いながら立ちづけるという選択肢もある。いずれにせよ、何らかの選択が不可避である。食券販売機の前にいる時の選択の不可避性は、周りに人がいるから選択を迫られて生じる場合もあるが、しかし周りに誰もいなくてもやはり成立する。

朝目覚めたとき、布団から出るかでないかの選択を迫られるだろう。迷っているうちに再び寝てしまうかもしれないが、再び目覚めたときには、やはり選択を迫られる。夜に就寝するまで、目覚めている間、選択は休みなく続くだろう。習慣になって、選択の意識なく自動的に行われる行動もおおいが、その前後には、選択が行われている。

したがって、一人でいても選択は不可避である。ただし、選択するという事は、自由意志があるということの意味しない。その選択が決定されている可能性があるからである。

しかし、それでも選択することは不可避である。なぜなら、ある行為を決定する時、その決定の原因がわからないとすれば、私たちは他の選択が可能であると意識することになるからである。他の行為が可能であるとか、他の選択が可能であると意識する時、選択は不可避になる。

もちろん、これは選択することの不可避性であって、特定の選択肢を選択することの不可避性ではない。

3 私的言語と個人言語の不可能性とコミュニケーションの不可避性

「私的言語」とは、発話者だけがその使用の規則を知っている言語表現である。

このような私的言語については、

- ①私的言語を規則に従っている使用していること
- ②私的言語を規則に従って使用していると信じていること

この二つと区別できない。

「個人言語」とは、私的言語であると公的言語であるとを問わず、話し手が独りでいる時、つまり他者からの話かけや応答のない状況で、語る言語である。（ここでは、本やインターネットなど、他者の言葉にアクセスすることもできないとする。ワープロで文字変換して文章を書いているときには、他者のつくったソフトによるチェックを受けており、その文章は個人言語ではない、としよう。）

このような個人言語についても、

- ①言語を規則に従って使用していること
- ②言語を規則に従って使用していると信じていること

この二つを区別できない。なぜなら、かりに間違えて使用していても、それを訂正してくれる他者がいないからである。ある表現を他者との会話で正しく使用していた記憶にもとづいて、一人でいる時のその表現の使用をチェックすることは可能であるが、しかし

- ①その記憶が正しいこと
- ②その記憶が正しいと信じていること

この二つを区別することはできない。

独りの部屋で目覚めたときに、起きようか、もう少し寝ようか、と考えて選択したとしよう。この選択は個人言語によって行われている。したがって、この選択は有意味な言語使用ではないかもしれない。しかし上では、「一人でいてもこのような選択は不可避である」と上で述べた。

一人の時には、

- ①この選択が不可避であること
- ②不可避であると信じていること

この二つの区別ができないだろう。しかし、この区別ができないとしても、ある人が選択の不可避であると信じているのならば、その人にとって選択は不可避になる。また、個人言語では、この区別ができず、そもそも選択肢が有意味に与えられているかどうか不確定だとしても、選択肢が与えられている可能性があるという状況では、どれかを選択することは不可避になる。なぜなら、選択の不可避性は、他者からの問いかけがあると信じる時だけでなく、他者からの問いかけがあるかもしれない、その可能性があるのと、と考えるだけでも生じるからである。（例えば、宇宙からの信号が、宇宙人からのメッセージであるかもしれないとき、それが不確かである時でも、私たちは何らかの決定を迫られる。そこでは選択は不可避である。例えば、物陰に誰かが潜んでいるかもしれないと思った時点で、それが不確かであっても、私たちは不可避に何らかの選択をおこなう。）

もし一人でいる時にも、不可避にある選択を行うのだとすると、人は、独りでいる時にも、不可避に何らかの言語の使用の規則に従っていると信じる、ということである。一人でいる時に公的言語を語っていることを保証することはできないが、しかし公的言語を語っていると信じることは、不可避である。

4 規則遵守の問題とコミュニケーションの不可避性

以上のことは、公的言語の規則遵守の問題にも応用できる。

公的言語においても、私たちは、規則を正しく使用していると言えるための客観的な基準を持たない。なぜなら、言語の使用の規則を明示的に表現することができないからである。なぜなら、表現された規則を具体的な使用に適用するためには、適用の規則を明示的に示す必要があり、その適用の規則を明示的に表現する必要があり、その適用の規則を適用するためには、その規則が必要であり・・・というように、無限に反復するからである。

言葉を正しく使用していることを正当化できるのは、言語共同体による認可（サンクション）だけであり、これは常に事後的にのみ可能である。しかし、それでも私たちはコミュニケーションすること、何らかの応答をすることが不可避であるので、規則に従っていることに賭けて、応答することが不可避になる。